

# 法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

## 法改正 「水銀廃棄物」

平成29年6月9日に「施行規則の一部を改正する省令」が交付され、産業廃棄物に「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」という定義が加わることになりました。処理基準が追加され平成29年10月1日から施行されました。

### ◆なぜ今、水銀廃棄物なのでしょうか？

「水銀に関する水俣条約」の発効!!それにより水銀の使用が制限されることで有価物としての水銀回収のメリットが減るため、埋立処分される廃水銀製品が増えることが危惧されることから、環境省は廃棄物処理法の施行規則の一部を改正する省令を公布しました。

### ◆「水銀に関する水俣条約」って何？

「水銀に関する水俣条約」とは、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定めた条約で、締結国が日本を含め50か国に達したため平成28年8月16日に発効しました。

これにより、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、その扱いが大きく規制されることになります。

### ◆改正のポイント

#### 1. 「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」の新たな定義

『水銀使用製品産業廃棄物を含む・含まない』と『水銀含有ばいじん等を含む・含まない』という選択肢が追加されました。

2. 水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象及び水銀回収方法
3. 契約書やマニフェストその他の法定記載事項の追加
4. 産業廃棄物保管基準・運搬基準の追加

1の水銀使用製品産業廃棄物と水銀含有ばいじん等を「含む」か「除く」かの手続きは各自治体によって違います。愛知県では、許可証の書き換え時（更新許可申請、本店移転や商号・代表者変更など）に別途、「含む」場合は変更届、「除く」場合は一部廃止届を提出する必要があります。廃止届を提出した場合、今後取り扱う際には変更許可申請をしないと水銀廃棄物を取り扱うことができません。

排出事業者からの要請で許可証に「水銀使用製品産業廃棄物を含む」の記載が必要になったが、更新期限はまだ先だし、しばらく代表者変更など許可証の書き換えの予定がない…そんな場合は単独で届け出をしましょう。

この水銀廃棄物が定義され、受入れ可能な中間処理業者が限られているためパンク寸前…という話も聞きます。それにより搬入がスムーズにいかず、積替え保管を追加する収集運搬業者もいらっしゃいます。

「除く」の一部廃止届を出してしまっていざというときに取り扱えなくなってしまいます。「含む」「除く」の判断は慎重にお願いします。

法改正、次回は「廃棄物の適正処理への対応強化」、「有害使用済機器の適正保管等の義務付け」をお届けします。